

剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類（一般廃棄物）の 適正処理とリサイクル

— 事業者の方へ —

市内で排出された剪定枝、根、株、幹、大型木製品及び刈草等の木質系の一般廃棄物は、本市の一般廃棄物処分業の許可を受けた業者の施設でリサイクルしてください。



さいたま市環境キャラクター「さいちゃん」

(令和5年9月現在)

許可番号	業者名	処理施設所在地等	取り扱う一般廃棄物の種類
001	(有)みどりサービス	緑区大字南部領辻3871番地1 電話：048-878-0113	◎ 木くず ・ 剪定枝、根、株、幹
002	(有) 太 盛	浦和区大原5丁目12番1号 電話：048-685-8161	◎ 木くず ・ 剪定枝、根、株、幹 ・ 大型木製品
			◎ 刈草類
003	(株) 藤 榮 商 事	岩槻区大字末田字上手2048番2 電話：048-797-0751	◎ 木くず ・ 剪定枝、根、株、幹 ・ 大型木製品
			◎ 刈草類

※ 処理料金及び受入条件等については、事前に業者に確認してください。

※ 受入条件等を満たせば市の処理施設で焼却処分することも可能ですが、リサイクル促進の観点から極力、上記の処理施設へ搬入するようお願いいたします。

なお、本市の処理施設に搬入する場合は、受入量及び性状（長さ、太さ等）について制限がありますので、必ず事前に確認してください。

問い合わせ先		電話番号
資源循環推進部	廃棄物対策課	829-1335
施設部	西部環境センター	623-4100
	東部環境センター	684-3802
	クリーンセンター大崎	878-0989
	桜環境センター	710-6010

※ 剪定枝及び木の根、株、幹等は、工作物の新築、除去等を目的とした土地の造成工事等に伴い排出されるものを除き、一般廃棄物に区分されます。

なお、政令改正に伴い、木製パレット及び物品賃貸業（リース業）から排出される木製家具・器具類については、平成20年4月1日から産業廃棄物に区分替えされましたので、これらの処理は産業廃棄物処理業者に委託してください。

さいたま市環境局